

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市社会福祉審議会第24回(平成27年度第2回) 高齢者福祉等専門分科会				
事務局 (担当課)		保険高齢部 高齢政策課 電話042-769-8354(直通)				
開催日時		平成27年10月22日(木)午後2時00分~午後3時30分				
開催場所		相模原市役所 会議室棟1階第1会議室				
出席者	委員	8人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	15人(保険高齢部長、高齢政策課長他13人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1)新しい介護予防・日常生活支援総合事業について (2)その他 4 閉 会				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(〇 は委員の発言、 △ は事務局の発言)

1 開会

2 あいさつ

保険高齢部長あいさつ

3 議題

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）実施について、平成28年4月から実施する事業内容、単価及び今後のスケジュールについて事務局から説明を行った。

質疑・意見等

住民主体のサービス事業を行う場合、他の事業で既に社協等から補助金を受けている場合、重複して市からの補助金もあるのか。

今回の総合事業においては、サービスを受ける対象者が決まっており、その対象者に対してどのような基準で、又は、どのような補助制度で事業を実施していただくかということをご示しさせていただく。その条件に合えば補助金を交付する。また、他の補助金と重複した場合には、その使い道が重複しないような工夫が必要になる。

例えば、窓拭きや庭の草むしり、粗大ごみを出すなどのサービスは可能か。

電球の交換や草むしりなど簡単なサービスを今後、老人クラブや生協などで実施される可能性があると思うが、今回のサービスにおいては、対象者が限定されてしまうので、そこに条件が合えば活用できる。

要支援者に認定されている方々へのサービスには補助金は使えるが、そうでない方々へのサービスには補助金が使えないというのはややこしい制度だと思う。

今回の総合事業は、全ての高齢者の方々を対象にしたサービスではなく、現在、要支援1・2の方に保険給付している一部のサービスを市の事業とするもので、対象者が限定されるということをご理解していただきたい。

基本的に国と地方自治体では割合で同じ事業に関わることはあるが、行政が補助金を交付するものについて、社協が補完するという形で補助するものは基本的にはない。行政は当然、事業者の負担割合の何パーセントという形で適正な額の補助金を交付するから、本来、行政が負担すべきものという判断になる。社協の場合は、狭間の事業、行政が補助金を交付できないと判断したときに、地域の方

が是非実施したいという事業であれば、それは他の事業として実施するときには社協の方で補助金を交付することになるが、今まで同じ事業で折半して行政と社協が補助するという事はないと思うが、行政も制度の変更があるようなので、それを注視しながら社協でも対応できるものは対応したい。

介護保険サービスの中でその人の生活に困らないようにサービスを提供してもらいたい。窓が汚くて外が見えなくてもその人の生死に関係ないからサービス提供してはいけないとか、玄関を掃くのも関係ないからサービスしてはいけないとかあると思うが、窓はきれいに拭いてあって外は見えれば良いと思うから、そういうところに地域のボランティアに要請することになる。重複の意味はわかりました。

今回は提示できなかったが、今のような御意見を踏まえながらより効果的な補助制度について、検討してご提示したい。

短期集中予防サービスだが、6か月程度提供されて、その後に改善すれば生活支援サービス、あまり改善しなければ、訪問介護かと思うが、どういう手順で判断するのか。

短期集中予防サービスは、配布した基本チェックリストの項目点等によって判断する。要支援、要介護状態になることを未然に防ぐという現行の二次予防サービスを想定して対象者を見込み実施する。

短期集中予防サービスで改善が見込まれる方について、ケアマネジメントし、3か月から6か月間、当面スポーツクラブ等への委託を考えているが、1週間に1～2回程度3か月間を目安に筋力向上、口腔機能等をプログラムして提供する予定である。ただ、その後改善が見込まれるか、見込まれないかについて、一定のアセスメントをモニタリングさせていただいた中で判断させていただき、その結果については、現在詳細を検討している。改善が見込まれない方については、現行相当サービスや基準緩和型サービスAに導く、改善された方についてはサービスB、若しくは、改善できた場合には一般介護予防事業、つまり、元気な方と一緒に介護予防していただくという振り分けをさせていただくことを考えている。

新しく制度ができていいと思うが、その制度がやはり基本になると思うのでよろしくお願ひしたい。

総合事業の実施については、実施時期は自治体によって異なっているようだが、市町村判断ということか。

そのとおりである。

事業者の方には制度が非常に細かすぎてわかりづらいことから、利用者の方や事業者の方にも、説明は丁寧に行っていく。理解していただかないと制度として機能していかないので、本日の委員の皆さんの御意見を踏まえて、円滑に実施で

きるようにしていきたい。

生活支援コーディネーターだが、各日常生活圏域の29圏域、高齢者支援センターと同じ圏域に平成28年4月に全部配置するという認識でいいのか。
そのとおりである。

(2) その他

手数料条例の改正及び基準条例について事務局から説明を行った。
今後の開催予定について、事務局から説明を行った。

4 閉会

以 上

相模原市社会福祉審議会第24回（平成27年度第2回）
 高齢者福祉等専門分科会 委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	出欠席
1	相澤 由美	相模原人権擁護委員協議会	出席
2	石井 正彦	相模原市自治会連合会	出席
3	石黒 雄彦	相模原市老人クラブ連合会	欠席
4	内田 紀子	相模原市私立保育園園長会	欠席
5	島森 政子	特定非営利活動法人相模原市障害児者福祉団体連絡協議会	出席
6	杉本 稔	日本大学教授	出席
7	土屋 敦	一般社団法人相模原市医師会	出席
8	戸塚 英明	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会	出席
9	中野 紀夫	一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会	出席
10	西本 敬	特定非営利活動法人相模原ボランティア協会	欠席
11	原 裕子	相模原市民生委員児童委員協議会	出席
12	吉田 幸弘	相模原市歯科医師会	欠席

（敬称略、50音順）

は専門分科会長、 は職務代理者である。